認知症対応型共同生活介護グループホームまほろば
介護予防認知症対応型共同生活介護グループホームまほろば
運　営　規　程

（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人潤青会が開設する認知症対応型共同生活介護グループホームまほろば及び介護予防認知症対応型共同生活介護グループホームまほろば（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護および要支援状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　介護従業者は、要介護者及び要支援者であって認知症である者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

（事業所の名称等）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　認知症対応型共同生活介護グループホームまほろば
　　介護予防認知症対応型共同生活介護グループホームまほろば

二　所在地　群馬県藤岡市下大塚８１０－１

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護等」という。」）の提供に当たる。

二　計画作成担当者　　１名（常勤兼務・非常勤専従・非常勤兼務）

計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症共同生活介護計画及び介護予防認知症共同生活介護計画作成に当たる。

三　介護従業者　　７名（常勤専従・常勤兼務・非常勤専従・非常勤兼務）

介護従業者は、指定認知症共同生活介護等の提供に当たる。

（利用定員）

第５条　　事業所の定員は９名とする。

（指定認知症共同生活介護等の内容）

第６条　　指定認知症共同生活介護等の内容は次のとおりとする。

一　利用者の心身の状況に応じた介護

二　食事その他の日常生活等機能訓練（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）

三　利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援

四　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等

五　その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第７条　　指定認知症対応型共同生活介護等の利用料の額は、「厚生大臣が定める介護報酬告示上の額」とし、当該指定認知症共同生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の割合の額とする。なお、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない（法定代理受領が出来ない）場合は、利用者に要介護度に応じた金額をお支払いいただき、事業所は「サービス提供証明書」を発行し、利用者は当該「サービス提供証明書」を後日市町村の窓口に提出し、払い戻しを受けるものとする。

基本サービス費	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
サービス利用に係わる自己負担額（1日・1割負担の方）	761円	765円	801円	824円	841円	859円
サービス利用に係わる自己負担額（1日・2割負担の方）	1,522円	1,530円	1,602円	1,648円	1,682円	1,718円
サービス利用に係わる自己負担額（1日・3割負担の方）	2,283円	2,295円	2,403円	2,472円	2,523円	2,577円

加　　算	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
初期加算	30単位／日	60単位／日	90単位／日
協力医療機関連携加算Ⅰ	100単位／月	200単位／月	300単位／月
協力医療機関連携加算Ⅱ	40単位／月	80単位／月	120単位／月
医療連携体制加算Ⅰイ	57単位／日	114単位／日	171単位／日
医療連携体制加算Ⅰロ	47単位／日	94単位／日	141単位／日
医療連携体制加算Ⅰハ	37単位／日	74単位／日	111単位／日
医療連携体制加算Ⅱ	5単位／日	10単位／日	15単位／日
退居時情報提供加算	250単位／回	500単位／回	750単位／回

退居時相談援助加算	400 単位／回	800 単位／回	1,200 単位／回
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 単位／日	6 単位／日	9 単位／日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 単位／日	8 単位／日	12 単位／日
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150 単位／月	300 単位／月	450 単位／月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120 単位／月	240 単位／月	360 単位／月
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位／月	200 単位／月	300 単位／月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位／月	400 単位／月	600 単位／月
栄養管理体制加算	30 単位／月	60 単位／月	90 単位／月
口腔衛生管理体制加算	30 単位／月	60 単位／月	90 単位／月
口腔栄養スクリーニング加算	20 単位／回	40 単位／回	60 単位／回
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 単位／月	20 単位／月	30 単位／月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5 単位／月	10 単位／月	15 単位／月
新興感染症等施設療養費	240 単位／日	480 単位／日	720 単位／日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 単位／月	200 単位／月	300 単位／月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位／月	20 単位／月	30 単位／月
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位／日	44 単位／日	66 単位／日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位／日	36 単位／日	54 単位／日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位／日	12 単位／日	18 単位／日
科学的介護推進体制加算	40 単位／月	80 単位／月	120 単位／月
入院時費用	246 単位／日	492 単位／日	738 単位／日
夜間支援体制加算Ⅰ	50 単位／日	100 単位／日	150 単位／日
若年性認知症利用者受入加算	120 単位／日	240 単位／日	360 単位／日
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1 月につき　＋所定単位数×210／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1 月につき　＋所定単位数×228／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	1 月につき　＋所定単位数×202／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1 月につき　＋所定単位数×220／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1 月につき　＋所定単位数×179／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1 月につき　＋所定単位数×149／1,000		

2　前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし当該サービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

一　食費・居住費・水光熱費

食　　費	１，８３０円	１日につき
居　住　費	１，９５０円	１日につき

水　光　熱　費	１５０円	１日につき

ニ　理美容代

理容・美容	２，０００円	１回につき
髭　そ　り	３００円	１回につき

三　おむつ代およびその他、指定認知症共同生活介護等において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

おむつ代		
種　　類	１枚あたりの価格	１袋あたりの価格
テープ止め　M	１１０円	３，３００円
テープ止め　L	１２５円	３，２５０円
リハビリパンツ　M	９０円	１，８００円
リハビリパンツ　L	１００円	１，８００円
パット　小	２７円	８１０円
なんでもパット	３０円	１，０８０円
ウルトラパット	５０円	１，５００円
電　気　代		
個人の持ち込みによるもの	１品目につき　１日４０円	
その他		
金銭管理サービス（預かり金管理）	１，０５０円／１月	
特別な食事	要した費用の実費	
その他日常生活において 通常必要となる物にかかる費用	実費	

（入所に当たっての留意事項）

第８条　　利用者は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一　利用者は努めて健康に留意すること。

ニ　健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

三　浴室を利用する際には介護職員の指示に従い使用すること。

四　食事、その他の日常生活等には、可能な限り協力すること。

五　定められた場所以外及び時間以外に喫煙または飲酒してはならない。

六　けんか、口論　泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。

七　次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（非常災害対策）

第９条　　従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

２　管理者は、防火管理者（非常災害に関する責任者）を選任する。

３　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基

づき毎年４月及び１０月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

五　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

六　その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１１条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第１２条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装 置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。

二　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（就業環境の確保）

第１３条　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他の留意事項）

第１４条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後１ヶ月以内

ニ　継続研修　年１回

２　従業所は業務上知りえた、利用者又はその家族の個人情報について秘密を保持する。また従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業所と雇用契約のなかで誓約書を交わすこととする。

３　事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

４　やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続き等厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」及び事業所が定める「身体的拘束等の適正化のための指針」を遵守し適正な取扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告する。

５　この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人潤青会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

１．この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

２．この規程は一部改定し、平成２７年　８月　１日から施行する。

３．この規程は一部改定し、平成２９年　４月　１日から施行する。

４．この規程は一部改定し、平成３０年　４月　１日から施行する。

５．この規程は一部改定し、平成３０年　８月　１日から実施する。

６．この規程は一部改定し、令和　元年１０月　１日から実施する。

７．この規程は一部改定し、令和　３年　４月　１日から実施する。

８．この規程は一部改定し、令和　４年　４月　１日から実施する。

９．この規程は一部改定し、令和　５年　６月　１日から実施する。

１０．この規程は一部改定し、令和　６年　４月　１日から実施する。

１１．この規程は一部改定し、令和　７年　５月　１日から実施する。

１２．この規程は一部改定し、令和　８年　６月　１日から実施する。